●概要

九州大学の情報資産の安全かつ円滑・適正な利用を促進し、本学の教育、研究及び大学運営の充実を図ることを目的に、情報資産の利用における倫理を保持するため、情報倫理規程を定めています。

○情報倫理規程

情報倫理規程によって、特に次に掲げる行為が禁止されています。

- ・虚偽の利用申請を行うこと。
- ・システム管理者の許可を得ずにSSO-KID、その他情報システムの利用者として与えられたID及び管理者から配布されたIPアドレス並びにメールアドレス等（以下「ID等」という。）を他者と共有すること。
- ・他者にID等を譲渡又は貸与すること。
- ・情報システム及び他者のパスワードを解読すること。
- ・機密性のある情報を、その管理者の許可無く公開すること。
- ・他者の情報を閲覧、傍受又は改ざんすること。
- ・情報システムに攻撃・侵入すること。
- ・利用者が許可されていないファイルにアクセスすること。
- ・他者を騙る情報、プライバシーの侵害に当たる情報、虚偽の情報、公序良俗に反する情報又は差別・誹謗中傷の情報を発信すること。
- ・私的営利を目的として利用すること。
- ・情報資産を毀損し、又は混乱させること。
- ・事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイル又はデータを削除、複製、改変すること。
- ・その他情報政策委員会が不適切とする行為。

○インターネット上の掲示板などでの発言

X（旧Twitter）やFacebookなどのソーシャルネットワーク、その他掲示板などへの不適切あるいは過度な書き込みにご留意ください。匿名性に乗じて普段はしないような発言を行った結果、その反動で大学に問い合わせされたり、自身のプライバシーが不特定多数に公開されたりした事例もあります。令和７年度に九州大学構成員におけるソーシャルメディア利用ガイドラインが裁定されております。

★ もっと詳しく知るには

・九州大学情報倫理規程 https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000140.html

◆ お問い合わせ先

・情報倫理について 情報システム部情報企画課総務・広報担当 Tel：092-802-2617 内線：90-2617 E-mail：sojkikak@jimu.kyushu-u.ac.jp